**介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業 取扱要領**

| 項目 | 内　容 |
| --- | --- |
| 貸付対象者の要件 | 次の①～③までの要件をすべて満たす人を対象とします。① 広島県内の福祉・介護施設等に従事中（内定者含む）である② 実務者研修施設に在学している者で，次のア～ウのいずれかに該当している

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 研修施設 | 住民登録等 |
| ア | 県内※ | 住民登録が県内外（いずれでもよい） |
| イ | 県外 | 住民登録が県内 |
| ウ | 県外 | 実務者研修の受講生となった年度の前年度に県内に住民登録をしており，かつ実務者研修受講のために転居した |

③ 実務者研修施設を卒業後，広島県内等で返還免除対象業務（実施要綱第10の2の(1)に規定する返還免除対象業務，以下同じ）で従事する意思を持ち，１年以内の介護福祉士の国家試験受験日のある年度末までに介護等の業務に従事する期間が３年に達している※　実務者研修（通信制）の実施主体が県外であっても，スクーリング会場が県内の場合を含みます。【他制度との併用について】教育訓練給付制度や高等職業訓練給付金等の国庫補助事業，本資金と同種の使途である貸付金や給付金を利用している人は貸付対象になりません。 |
| 貸付額 | 貸付限度額は，200,000円以内とします。※貸付対象経費は次のものとします。・実務者研修施設に支払う納付金（授業料，実習費，教材費等）・参考図書，学用品　・交通費　・国家試験の受験手数料　等※申請金額は，千円単位（千円未満切り捨て）とします。 |
| 貸付申請及び貸付決定 | 次の①～⑩の申請書類に申請書類送付票を添えて提出後，審査し，貸付の可否を決定します。広島県社会福祉協議会（以下，本会）が申請書類一式を受理後，1か月程度後に，結果を書面により通知します。①　借受申請書②　住民票の写し（本人：本籍地の記載があるもの）③　印鑑登録証明書④　介護施設・事業所の推薦書⑤　実務者研修受講証明書⑥　個人情報の取扱いに関する同意書【連帯保証人関係書類】⑦　住民票の写し（本人：本籍地の記載があるもの）⑧　印鑑登録証明書⑨　収入及び課税状況が確認できる書類【法定代理人（親権者または後見人）関係書類】⑩　印鑑登録証明書※借受申請者が未成年の場合で，連帯保証人ではない法定代理人 |
| 申請受付期限 | 実務者研修施設に在学期間中とします。【本会必着】 |
| 資金交付 | 貸付方法は一括交付とします。貸付決定した場合，本会が次の①～③の書類を受理後，1か月程度で借受人が指定する本人名義の口座に資金を送金します。①　借用書②　口座振込依頼書③　口座振込先（借受人名義）が確認できる通帳（表紙の次頁部分）の写し |
| 利子 | 無利子 |
| 連帯保証人 | 連帯保証人が1名必要です。【連帯保証人の要件】　＊原則，次のいずれにも該当する者・広島県内に居住し住民登録している者（ただし，3親等以内の親族は県外在住の者も可）・行為能力者であり債務を弁済する資力を有すること・貸付決定者（借受人）と連帯して債務（延滞利子含む）を返還する意思があること※原則，申請者が未成年者である場合は，連帯保証人は法定代理人としてください。ただし，上記の要件を満たさない場合は，他の連帯保証人を設定してください。 |
| 貸付契約解除 | 借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき（①～⑥のいずれかに該当する場合），または借受人から解除の申し出があったときは，貸付契約を解除します。①　退学したとき②　心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき③　学業成績が著しく不良になったと認められるとき④　死亡したとき⑤　貸付後，申請内容に虚偽が判明したとき⑥　その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき |
| 当然免除 | 次の①～③までの要件をすべて満たすとき，または④に該当するときは，貸付額に係る返還の債務を免除します。①　実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行う②　広島県内等において，返還免除対象業務に従事している③　介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降，2年の間（以下，「返還免除対象期間」という），引き続きこれらの業務に従事したとき④　返還免除対象業務に従事中，業務上の事由により死亡し，または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。※災害，疾病，負傷，その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合または国家試験に合格できなかった場合であって，次年度の国家試験を受験する意思があると認められた場合は，「卒業した日」を「卒業年度の翌々年度の国家試験に合格した日」と読み替えることができます。※返還免除対象期間の2年間は，在職期間が通算730日以上であり，かつ，業務に従事した期間が360日以上であることが必要です。 |
| 返還 | 次の①から④までのいずれかに該当する場合は，当該事由の生じた日の翌月から，原則1年以内に，本会が定める金額を一括または月賦の均等払いにより返還しなければなりません。ただし，やむを得ない事情があると認められる場合は,返還期間を最長4年以内とし，返還月額（下限）は原則5,000円とします。また，退学，著しい成績不良，虚偽申請により，貸付契約の解除に至ったときは一括返還しなければなりません。①　貸付契約が解除されたとき②　実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず，または広島県内等において返還免除対象業務に従事しなかったとき③　広島県内等において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき④　業務外の事由により死亡し，または心身の故障により業務に従事できなくなったとき |
| 延滞利子 | 返還すべき額につき年5パーセントの割合で算定した額※正当な理由がなく，貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは，当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて算定を行います。 |
| 返還猶予 | 次の①～④のいずれかの要件に該当する事由が継続する期間，（③④については履行期間の到来していない）貸付額に係る返還債務の履行を猶予します。①　貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた実務者研修施設に在学しているとき②　貸付決定時に在学していた実務者研修施設を卒業後，引き続き，社会福祉士養成施設において修学しているとき③　広島県内等において返還免除対象業務の業務に従事しているとき④　災害，疾病，負傷，その他やむを得ない事由があるとき【返還免除対象業務に従事（返還猶予）中に離職した場合の取扱いについて】返還免除対象業務従事中に離職した場合，離職日の翌月末までに返還免除対象業務に再就職した場合は，継続して従事しているものとみなします。離職日の翌月末までに返還免除対象業務に再就職できなかった場合，求職活動を行っている期間は，離職日から3か月ごとに，毎月の就職活動の状況報告を行うことで，最長1年間の返還猶予を認める場合があります。 |
| 裁量免除 | 次の①～③の区分に応じて返還の債務額を免除します。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 免除規定 |
| ①死亡し，または障害により貸付金を返還することができなくなったとき | 返還の債務額の全部または一部 |
| ②長期間所在不明となっている場合等，貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって，履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年経過したとき |
| ③広島県内等において次の期間，返還免除対象業務に従事したときア　平成30年1月までに貸付決定した者は，本事業による貸付けを受けた期間以上イ　平成30年2月以降に貸付決定した者は，１年以上 | 返還の債務額の一部 |

※①～③いずれも既に返還を受けた金額を除く。※①～②については，相続人または連帯保証人からの返還が困難な場合等真にやむを得ない場合に限る。※③については，本人の責による免職や特別な事情がない恣意的な退職者には適用しない。※③アの裁量免除の額は，広島県内等において返還免除対象業務に従事した期間を，貸付けを受けた期間（この期間が2年に満たないときは2年とする）の2分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは，1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。※③イの裁量免除の額は，広島県内等において返還免除対象業務に従事した月数（満１か月間従事した月を単位として計算）を，24 で除して得た数値を返還の債務の額に乗じて得た額とする。③アの免除額　＝　返還債務額　×　従事期間(月)24 (月)×2.5③イの免除額　＝　返還債務額　×　従事期間(月)24 (月) |

（附　則）

　この取扱要領は，平成30年4月1日から施行する。

　　　　　　　　　平成30年12月4日　　一部改正施行